

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	行政経営管理課
契約締結年月日	令和4年6月22日
契約者名	深澤 勲
契約名	訴訟委任契約（甲府地方裁判所 令和4年（レ）第9号 未払賃金請求控訴事件）
契約金額 （税込み）	着手金 550,000円 成功報酬 1,100,000円
随意契約理由	<p>令和3年3月31日開催の県議会全員協議会での説明を経て定めた「訴訟代理人弁護士の選任及び報酬に関する指針」においては、「訴訟代理人弁護士は、事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者を知事が選任する。」としている。</p> <p>深澤勲弁護士は、本件の第一審の訴訟代理人を務めており、本件の内容及び関係法令に最も熟知している者であることから、上記指針の「事件に係る法令、法律事務及び訴訟に最も精通した者」に該当する。</p> <p>また、控訴審においては第一審における原告・被告双方の主張立証の内容を踏まえて主張を行う必要がある、第一審の代理人を控訴審においても代理人として選任することが合理的である（第一審の代理人とは別の代理人を選任した場合、その代理人は第一審における原告・被告双方の主張立証内容を一から確認しなければならず、控訴答弁書を期限までに提出できない可能性や、論点を見落とす可能性が生じる。これらの可能性が現実化した場合、県にとって非常に不利な状況を招く）。</p> <p>控訴答弁書の提出期限は、通常、控訴提起から4か月程度後の日を指定される。本件では控訴提起日が令和4年5月24日であり、控訴答弁書の提出期限は9月下旬を指定されることが見込まれる。控訴答弁書の作成にあたっては、控訴理由書の内容を検討することが必要であるが、現時点では控訴状、控訴理由書とも到着していない。控訴理由書の到着から</p>

	<p>控訴答弁書の提出期限までは時間的余裕がなく、このような中で原告の控訴理由書に対する反論を明確に整理、主張し、円滑な訴訟追行を行うためには、第一審における議論の経過について熟知している深澤勲弁護士が最適であり、現時点から作業に着手してもらう必要がある。</p> <p>よって、性質上競争入札には適さないものであり、本件に係る訴訟代理人は深澤勲弁護士が最適であるから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、深澤勲弁護士との随意契約を行うこととする。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号